



●●● 現地報告

写真説明 : はっさく

- 目次 -

現地報告

- 米国 1
- タイ 2
- ブラジル 2

果樹産業の動向

- ・次の時代を担うリンゴ新品種の動向と課題 3
- ・リンゴのアジア戦略 4
- ・米国の新食品法によりGAPは不要となるか? 5
- ・ワシントン州における有機栽培果実の現状 6

トピックス

- ・韓国・米国貿易協定締結後の韓国の果実及び果実加工品の輸入措置 7
- ・世界(中国を除く)の主要リンゴ品種のシェア 7
- ・濃縮リンゴジュースの貿易をめぐる不確実性 8
- ・韓国産リンゴ「ふじ」が米国へ初めて輸出 8

米国：CA州の2011年産オウトウ生育状況

中川 圭子

〈生育は前年度より1週間遅れ〉

米国カリフォルニア州における生鮮オウトウの生育は、3月～4月初旬にかけて平年値を大きく下回る低温日が継続したために昨年よりも約1週間遅れのペースで推移している。

州内産地においては、昨年も果実肥大期に雨を伴う冷涼な気候に見舞われ、初収穫は平年よりも数日遅れて4月25日に開始された。

本シーズンの初収穫は昨シーズンよりもさらに遅れ、5月第1週にスタートを切る見通しである。この予測が実現すると、本シーズンの出荷のピークは、最主要産地であるサンホアキンバレー北部地区における「ピング」の収穫が本格化する6月第1週以降となりそうである。

〈早生品種〉

カリフォルニア州内で最初に収穫期を迎えるサンホアキンバレー南部地域では、一部の産地で霜害が発生した模様である。サンホアキンバレー南部地域で最も早く収穫期を迎える品種は「ブルックス」であるが、本品種は、降雨による裂果が出やすくなることから、ここ数年、栽培面積の縮小が記録されている。「ブルックス」と並ぶ伝統的な早生品種である「ツラーレ」も昨年と比較して本年は減収と予測されている。

一方、近年人気が高まっている早生品種は、裂果に強い「コーラルシャンペーン」である。本品種は果肉が締まり、遠距離輸送にも適するとされることから、遠からず「ブルックス」に取って替わる最主要早生品種

の地位を占めると予測する関係者が多い。

今ひとつの早生種である「セコイヤ」も、本シーズンは昨年実績を上回る収穫が予測されている。

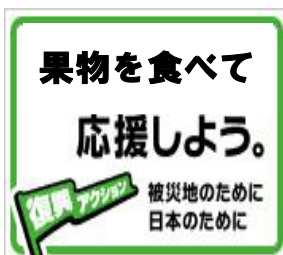
〈日本の大震災の影響〉

3月11日に日本を襲った大地震とそれに伴う大津波、そして今なお收拾されていない原発事故は、カリフォルニア州産生鮮オウトウの対日輸出に少なからぬ影響を及ぼすことが懸念されている。日本はカリフォルニア州オウトウ業界にとっては、カナダと並ぶ最重要輸出市場である。交通機関、冷蔵施設、電力等インフラが完全復興しないのではないかと、「嗜好品」に属すると思われる生鮮オウトウへの需要が著しく低下するのではないかとといった懸念が、業界内で渦巻いている。

くん蒸処理をしないで輸出された2010年のカリフォルニア州産オウトウの対日輸出状況

2009年7月に日本政府によって認められたくん蒸処理をしないで輸出できるシステムアプローチ(園地における害虫捕獲調査と選果場での生果実調査を基本とした輸出検査法)によるカリフォルニア(CA)州産オウトウの対日輸出量は、2010年の同州の対日輸出量の4%を占める4,000箱(18ポンド/箱)に止まった。この要因の一つとして、2009年産オウトウを日本に輸出したワシントン(WA)州の先例が上げられる。

それは、くん蒸処理をしないで対日輸出されたWA州産オウトウから日本への入国時検査により害虫が発見され、入港地でのくん蒸を余儀なくされたため、二重の



コスト負担が生じたうえ、くん蒸処理による流通の停滞と品質劣化を招き、顧客への商品搬入が予定日より遅れたというものである。この先例は、「システムアプローチは危険を伴うビジネス」というイメージを多くのバイヤーに植え付ける結果となり、CA州の多くの生産者や選果・荷造り業者は、システムアプローチプログラムに登録したものの、本アプローチに対するバイヤーの興味が一般的に消極的であったため、結局、バイヤーの要望でこれを運用せず、従来のくん蒸による輸出を実施したという。

また、CA州で2010年産アウトウを本アプローチで対日輸出した業者によると、本アプローチでの出荷コストはくん蒸によるコストを大幅に上回った一方で、日本市場では小売店の思惑から「くん蒸/非くん蒸」の区別がされずに販売され、価格も同一価格帯であったことから、CA州の生産者および選果・荷造り業者にとって本アプローチによる対日輸出は魅力的なビジネスではなかったという。しかし、本アプローチで輸入されるアウトウは、くん蒸処理された果実と比べて品質が良好で、棚持ち期間が明らかに長いとするのが関係者一般の見解である。したがって、商品の一部が船便輸送されて長期の棚持ち期間が要求されるWA州にとっては、全商品を空輸するCA州より本アプローチのメリットが大きいと輸出業者はいう。

2011年度発行予定の「CA州における甘果アウトウの生産・流通事情調査報告書」より

タイ：東日本大震災で日本向けマンゴーの輸出が大打撃

中元 進弘

タイのマンゴー栽培農家は、東日本大震災の発生以降、取引業者と結んでいた1,500トンの日本向け果実の買付契約をキャンセルされて大きな影響を受けている。これは、自然災害やクーデター、戦争などが起こり、マーケティングの状況がよくない場合、買付業者が契約を解約することができるという条件に基づいてなされたものである。タイ国内の仲卸価格も日本向けの輸出が激減したことで、これまで1kg当たり50～60パーツであったナムドクマイ・シートン品種のマンゴーが20～25パーツまで落ち込んでいる。

タイ・マンゴー栽培農家協会によ

ると、日本の大地震発生後、全国22県で輸出向けのマンゴーを栽培しているタイ・マンゴー農家協会の220農家、面積にして約10万ライの栽培地に影響が及んでいるという。

協会によると、日本がナムドクマイ・シートン品種マンゴーの輸入を停止したことで、国内では完熟マンゴーおよび加工用の未熟食用マンゴーの市場供給量が過剰となっているうえ、季節外れの雨で品質が劣るという影響もあり、その他品種のマンゴーの仲卸価格が1kg当たり30～35パーツから20パーツ以下に下落している。

したがって、輸出向けでは、ベトナムや中国、シンガポール、マレーシア、香港などいわゆる廉価市場への輸出を強化して売れ残りを避けている。これに加えて、2011年3月下旬から4月上旬にかけて平年より多くの雨が降り、気温が下がると予報されており、マンゴーが従来よりも品質が劣り、価格もさらに下落すると予測されている。

同協会では政府にマンゴーの販売先確保など栽培農家への支援を要望している。(2011年3月22日付け「Manager Online」)

(1パーツ≒2.8円、1ライ≒0.16ha)

ブラジル：中国のオレンジ生産拡大は短期的には影響がない

中田 秀信

中国政府は2002年に重点育成作物(15作物)の中の1つにオレンジの生産奨励を掲げ、2015年までに栽培面積を200万haまで拡大し、生産量を3,000万トン、オレンジ生果の輸出量を140万トンに増やすことを計画している(中央果実基金注釈：米国農務省の資料によると中国の2009/10年度におけるオレンジ栽培面積は70万ha、生産量は635万トン、輸出量は15.5万トンとなっている。2002/03年度対比では栽培面積で24%増、生産量で78%増、輸出量で11倍となっている)。

ブラジルカンキツ果汁輸出業者協会(CitrusBR)によると、中国

のオレンジ生産増で最も影響を受けるのは栽培適地が少ない米国であるとしている。

一方、ブラジルは広大なオレンジ適地を有していることに加え、オレンジ果汁は他の生産国に比べて品質が高い上、長年にわたり培ってきた生産技術と物流管理の面から、中国のオレンジ生産増は短期的にブラジルのオレンジ果汁輸出に影響を及ぼさないとしている。また、ブラジルカンキツ協会も、ブラジルはオレンジの栽培技術や病害虫の対策等で中国より優っており、同国のオレンジ生産増は短期的にブラジルの生産者に大きな影響を与えることはない

見ている。

しかし、中国の計画が順調に進めば2015年のオレンジ栽培面積はブラジルの約2倍、生産は約1.6倍の一大生産国となり、中・長期的には世界のオレンジ生果・果汁市場とブラジルのオレンジ果汁輸出に影響を及ぼすことになるとしている。なぜなら、中国のリンゴ果汁輸出はほぼゼロからスタートし、僅か5年の短期間で世界の輸出の75%を占めるに至っているからである。オレンジ果汁もリンゴ果汁と同様となる可能性は否定できないと米国のオレンジ専門家指摘している。(2011年1月18日付け「ヴァロール」紙)

果樹産業の動向

次の時代を担うリンゴ新品種の動向と課題

World Apple Report 誌 (2011年3月号)

1980年代から1990年代にかけて「ガラ」、「ふじ」、「ブレイバーン」、「ジョナゴールド」などの新品種が世界のリンゴ市場に登場し、市場でのプレミアムを獲得した。しかし、これらの新品種も産地が拡大するにつれてプレミアムの額は次第に減少していった。そうすると、これら新品種の市場出荷量を抑えることで、市場プレミアムを確保できないかという考えが出てくる。

こうした中で、ピンクレディーやジャズといった新品種は生産量、品質、販売が一元的管理体制のもとにおかれ、プレミアムが確保された。

これらの品種の生産は一定の栽植許可料を支払うことを条件に限定された生産者に許可され、取り扱いを特定の出荷施設に限定的に許可して品質を確保し、販売に関しては特定市場向けの出荷地域や販売窓口を一元的にコントロールし、広報、販促等の活動を一定の戦略のもとに置いて品種イメージの維持を図るといったものである。そしてその品種の生産・販売許可料は、様々な品種管理コストを負担するため生産者および取扱業者に賦課された。これは生産者や取扱業者は許可料を負担しても余りあるプレミアムを手にとることができるという理解のもとに成り立っていた（中央果実基金注釈：こういった特定の条件で管理された品種をクラブ品種という）。

当初のクラブ品種は能力主義集団で、市場に売り出そうという品種にふさわしい優秀な生産者、優良な果樹園や取扱業者を限定的に選別しようとした。

〈全品種に適合するモデルはない〉

この10年、品種(あるいはクラブ品種)管理モデルは、うまくいかなかった例も数多ある。その理由は、第1に、よく知れ渡った成功モデルはごく僅かしかなかったこ

とである。第2に、うまくいったクラブ品種でも、当初投資とその成果としてのプレミアムを手にするまでの時間が、最初に見込んだより長期間だったということがある。そして第3に、生産者、出荷業者や販売業者の多くが、その品種を手掛けることにより経営にメリットがあると信じていたにも関わらず、その品種を自由に生産し、販売することが認められなかったということがある。

さらに、今日のリンゴ小売りを取り巻く環境はクラブ品種がもてはやされた頃とは大きく変わってしまったということがある。

〈リンゴ小売業界をめぐる重要変化〉

食品小売業をめぐる変化は、新品種リンゴのみならず、さまざまな青果物の販売環境に大きな影響を与えている。まず巨大小売業者の影響力の増大であり、しかも巨大小売業者の寡占化がますます進んでいる。さらには、巨大小売業者は競争相手との差別化を図ろうと、競争相手の店頭では売られていないもの、つまり自分の店が独占的に売れる物を要求するようになった。

〈新品種開発競争での熾烈な競争〉

一方、新品種の開発に拍車がかかっている。生産者、出荷業者、小売業者、研究組織、育種業者、種苗業者全てが、新品種の開発競争にしのぎを削った結果、登場してくる新品種の数には年々増加している。

ここ数年、ワシントン州で開発された新品種 WA2 や WA5、ニューヨーク州の NY2、世界的な合弁企業である NZ の育種会社 Prevar 社の Smitten™、Rockit™ や Sweetie™、ベルギーの Better3 Fruit 社の「Zonga」や「Zari」等である。

〈様々な生産・販売統制方法〉

これら新品種の開発者の中には、かつてのジャズのような世界規模で組織化された生産、出荷、販売での選別エリート集団モデルを踏襲する者もいるが、多くの生産・販売統合業者は、一定の地域についてのみ独占的な生産・出荷、品質統制、販売、販促活動を模索している。また、大規模供給業者の多くは、市場ごとに新品種の小売業者を1社に絞り込もうとしている。

育種プログラムの中にはその品種の地理的適性を重視して、園地の立地条件に基づき生産者を絞り込むものもある。しかし、そこで生産されたものが必ずしも品質的に素晴らしいということではない。中には「ふじ」の枝分かれ品種である Kiku モデルのように希望者は全てその新品種を認められるが、販売に当たっては最低品質基準に合格した物だけが特定の商標を冠して販売することを認められるというものもある。

〈市場での成功には戦略が重要問題〉

新品種リンゴについて最善の生産・販売統制方法が採られたとしても、実際に成功するかは販売戦略にかかっている。

市場での売り込みの成否は、販売を主導する組織の評判、販売主導組織と市場の中核的小売業者との関係、ブランドや商標の適否、販売促進能力、小売業者や消費者とのトラブルを円滑に処理する能力があるか等々にかかっている。

〈全ての新品種に成功のチャンス〉

「World Apple Report」(2010年3月号)誌で2015年に2万トン以上の生産の可能性のある新品種として8品種をリストアップした。そのうち「ピノバ(Pinova。米国では Pinata)」, 「ベルチャード(Belchard)」, 「カンジ(Kanzi)」の3品種は既に生産量2万トン以上を実現している。

これらに続いて「アンブロシア (Ambrosia)」, エンビー (Emby), 「ジュナミ (Junami. またはミルワ (Milwa)」, ルーベンス (Rubens), テンテーション (Tentation)も 2015年には2万トンに達するだろう。さらにこれらに次ぐ9番目の新品種として「レッドプリンス (Red Prince)」も2万トンを超えそうである。今後さらなる新品種がニッチ市場での成功を遂げようとするならば、生産、選果・荷造り、貯蔵、品質

保持、消費者反応等についてさらに研究することが必要である。

〈世界規模での情報共有が必要〉

豪州のオーストラリアリング開発プログラム社 (APFIP), イタリア南チロルの品種改良連合といったように各国それぞれの組織が新品種の評価事業を互いに関係ない形で行っているが、世界のリング生産者や流通業者が将来に向けた栽培計画を考えるうえで、世界各地での栽培関係の情報を共有

することが必要である。

さらには、研究者が各地のデータを突き合わせることにより、その品種の成績の良否を左右する要因が何であったかを突き止めることができるだろう。新品種を市場に登場させるためには多額の投資が必要なことから、その新品種の強みと弱みを明確化することは極めて重要で、そうすることにより新たな優良品種が速やかに見出されるだろう。

リンゴのアジア戦略

World Apple Report 誌 (2011年2月号)

リンゴ生産を行っている全ての国、地域および会社はアジア戦略を持つことが必要である。アジア以外の市場は十分にリンゴが供給されており、アジアだけがリンゴ市場の長期的成長の全ての前提条件が整っている。多くの裕福な消費者が急増しており、また近代的な小売セクターが急速に拡大している。これに加えて、多くのアジア諸国の国内リンゴ産業は小さいかまたは存在せず、そのため需要の増加は輸入によって満たされなければならないという条件がある。

〈アジアの有望市場〉

付表は、2000年および2008年における13の大手リンゴ輸入業者によって輸入された生鮮リンゴの数量、額および平均輸入価格を示している。2000年と2008年の間で全体の数量は71%、額は166%、そして平均輸入価格は55.5%増加した。大中華圏 (台湾および香港を含む) は2008年において依然最大の輸入国であり、全体輸入量は28万トンを超え、額は3億3,700万ドルであった。最も劇的な成長率は、インド、バングラデシュ等の南アジア諸国およびカザフスタン等の中央アジア諸国において見られた。

〈輸出企業の能力〉

各輸出企業は、ターゲット市場の持つ特別の性格に対応できる効

果的な戦略が必要であり、その戦略を企業が有している経営資源と調整する必要がある。例えば、自分の企業はどれくらいの数量およびリンゴ品種の品揃えを現在または潜在的にアジア市場に供給できるか? また、自分の企業はどのような資金源を輸出活動に充てることができるかといった点である。企業の生産物の提供、資金が限定されればされるほど、企業は特定の国、地域や都市に的を絞らなければならない。

〈異なる市場の潜在力〉

付表の生鮮リンゴの平均輸入価格を見ると、2008年では台湾はカザフスタンのその3.5倍である。シンガポールの平均価格は近隣のマレーシアの2倍以上である。支払われた平均価格は、部分的には各国の現在の経済発展の段階を反映している。それらはまた所得配分、購買パターン、文化、伝統、祭り、祭日およびその他の社会的影響力によって左右される。これらの影響の多くは何世紀にも及ぶものである一方、アジア諸国はまた、携帯電話、車およびインターネット等の近代化が進んでいる。あらゆるマーケティング戦略の鍵は、各国における現在の消費者の選択パターンを形作っている力を理解することであり、またどのようにして、またなぜそのような選択の変化が生じ、自分の会社はその変化に投資できるかと

いうことについて理解することである。

〈アジアへの多様な道〉

輸出企業はアジアへの多くの異なるチャンネルを追跡してきた。当初は特定の輸入業者や代理業者を通じて業務を行い、いくつかの企業は輸入国に現地事務所を設けた。最近では、近代的な小売業者がアジアにおいて拡大してきたため、多くは海外の供給者からの直接調達について検討している。そういった参入の手段は将来もっと重要になると思われる。また、無料で利用可能な情報源があるので活用する。例えば、多くのリンゴ輸出企業は、アジア諸国において既に企業代理店を経験しているので彼らから話を聞く。主要なアジアの都市における多くの大使館には、一般的または特定の助言を行う商務担当の大使館員がいる。また輸送会社、輸入業者および小売業者は、潜在的な顧客に対して個々の市場においていかに効率的にかじ取りするかについて進んで話をするので利用する。

〈生産への関与〉

過去20年において多くの企業はアジア諸国において生産、選果・荷造りまたは加工の施設を入手することに格闘してきた。その目的は、アジア内で産品を移動または他国に輸出するために、全体的なアジア戦略の中での選択肢を

増やすことであった。この選択肢は、もともと果樹産業を持っている中国、インド、トルコおよびカザフスタンのような国においてのみ利用可能である。

とにかくやりなさい

効率的で自分の企業に利益をもたらすようなアジア戦略を企画することは困難な仕事である。潜在的な危険性がたくさんありコストがかかる。しかしながら、他の多くのリンゴ輸出業者や国は、多くの伝統的な市場に比べてアジアにおいて儲ける機会

があることを認識し始めている。仮に競争相手が支配的な地位を得た場合には、アジア戦略の開発の遅れはコストのかかるものになる。スタートするときは今である。ナイキのスローガンのように「とにかくやりなさい」である。

主要アジア国における生鮮リンゴの輸入（2000年と2008年）

国名	2000年			2008年		
	輸入量	輸入額	輸入単価	輸入量	輸入額	輸入単価
	(トン)	1,000ドル	ドル/トン	(トン)	1,000ドル	ドル/トン
中国（台湾含む）	155,694	94,651	607.93	179,740	249,642	1,388.91
香港	77,778	60,683	780.21	111,824	86,934	777.42
アラブ首長国連邦	108,676	49,466	455.17	157,799	136,075	862.33
サウジアラビア	111,074	47,891	431.16	156,727	135,435	864.15
インドネシア	73,426	42,421	577.74	139,819	111,688	798.80
ベトナム	28,500	7,200	252.63	134,237	63,703	474.56
タイ	42,811	41,489	969.12	105,660	90,962	860.89
マレーシア	69,303	16,873	243.47	89,843	43,301	481.96
フィリピン	67,679	21,139	312.34	84,993	68,041	800.55
シンガポール	49,507	38,000	767.57	47,177	52,727	1,117.64
インド	6,586	4,695	712.88	71,204	74,580	1,047.41
バングラデシュ	5,600	3,000	535.71	87,314	43,849	502.20
カザフスタン	7,365	1,333	180.99	57,071	22,449	393.35
合計	989,018	502,738	508.32	1,692,808	1,338,296	790.58

出所：国連食糧農業機関（FAO）統計

米国の新食品安全法により GAP は不要となるか？

Good Fruit Grower 誌（2011年3月1日号）

米国農務省(USDA)は、学校給食その他の事業用に調達する原材料の安全性確保のための食品安全規則を定め、USDA 版農業生産工程管理（GAP）ともいふべき独自の食品安全監督システムを開発している。これは強制力を持った連邦規則ではないが、連邦政府による買上げを希望する生産者はUSDA 版 GAP への適合が必須条件とされていることから広く米国食品産業界で援用されている。

一方、2011年1月4日に大統領によって署名された新食品安全法(米国食品安全近代化法)は、食品の安全規制の所管をUSDA から食品医薬品局(FDA)に移し、FDA に対し食品の安全制度の普及と施行に関する幅広い権限を与えるものである。もしFDA が新食品安全法を強力に推進し、食品の安全制度をGAP 並みかあるいはそれ以上に強化していけば、GAP の認証制度は不要となる。しかし、ミシ

ガン州立大学の普及指導員によると、FDA がその権限を十分に発揮しなければ、小売業界としては引き続き第3者組織による認証を前提とするGAP 制度に頼ることになるとしている。

＜食品安全に関する既得権益＞

新食品安全法は、生産者および小売業者を含めた青果物関連産業界から広い支持を得ている。青果物関連産業界は食品の安全性に関し、責任の一定部分を連邦政府が負担することで自分たちの負担を軽減したいと考えている。新制度では、FDA は問題が生じたとき従来の企業による任意の回収を求めるのではなく、直ちに回収を指示できる。

年間売上額50万ドル未満で、生産した食品を主として州内又は半径400マイル以内に販売している小規模生産者および生産者直売市場や道路沿いで販売するような零細業者は新法の適用外とされているが、この

適用除外措置について、青果物関係19団体は、食品の安全性確保に関する制度の弱体化を招きかねないとして反対している。

普及指導員によると、米国ではGAP 認証システムはやがて消え、GAP と同程度かあるいはそれ以上に厳しいFDA の規則が取って代ることになるという。しかし、FDA の規則は食品の安全性に限定されたものであり、巨大食品小売業者のウォルマートが利用しているGlobalGAP による認証システムは今後も続く。なぜなら、FDA の規則が食品の安全性に限定されているのに対し、GlobalGAP は農業生産労働者の保護や環境保護の責務といったことも含まれているからである。

EU 向けに青果物を輸出しようとする者はFDA の規則と関係なく、引き続きEurepGAP による認証を条件とする。

(www.goodfruit.com)

ワシントン州における有機栽培果実の現状

Good Fruit Grower 誌 (2011年2月1日号)

＜有機栽培リンゴの最大品種「ふじ」＞

ワシントン州立大学の有機栽培果樹専門家である Granatstein 氏によると、5年前にウォルマートが有機栽培果実を取り扱うようになったことで有機栽培果実に対する需要は刺激され、景気後退にもかかわらず需要は依然拡大しているという。

ワシントン州における有機栽培のナシとオウトウの栽培面積は2009年から2010年にかけて減少したものの、これから結実期を迎える幼木があるため、生産量は今後増加すると見られている。

過去数年間において「ガラ」と「ふじ」の出荷が大量に増加した。今後の課題は生産量の増加を需要と調整することであり、需要を超えた生産はしないこととしている。

ワシントン州は、国内の有機栽培のリンゴ、ナシおよびオウトウの約90%を生産しており、20,000 エーカー (8,000ha) を超える有機栽培の果樹園を有している。米国は有機栽培の果実と野菜の世界第4位の生産国であり (数字が入手困難な中国を除く)、世界の有機栽培園芸作物の栽培面積は2005年から2008年にかけて約56%増加した。

＜リンゴ＞

2010年にワシントン州で認証された有機栽培のリンゴ面積は、14,771 エーカー (約6,000ha) で、これは2009年から6%減少した。「ふじ」はワシントン州において最も多く栽培された有機栽培品種として「ガラ」にとってかわった。レッドデリシャスは第3位の栽培品種であり、わずかの差で「グラニースミス」が続いた。有機栽培のレッドデリシャスの生産量は安定している。

15年間の価格データによると、有機栽培リンゴの価格は年次間変動はあったものの、上昇や下落の明確な傾向は示していない。2004年から2007年には、有機栽培リンゴの価格は供給量の大幅な増加にもかかわらず上昇した。有機栽培の価格は、プレミアムが高い時とそれほど高くないときがあるものの、慣行栽培の価格をたどる傾向にあるという。

有機栽培の懸念材料は、有機生産に関するコストの上昇と規則の増加がある。2009/10年度において600万箱のリンゴが有機栽培として販売されたが、有機栽培リンゴのうち、

200万箱は慣行栽培果実として販売された。有機栽培の「ハニークリस्प」の価格は非常に高いものの、ピンクレディーについては近年はプレミアムがない。

＜ナシ＞

ナシの生産面積は増加を続けている。現在ワシントン州において2,000 エーカー (約800ha) を超える有機栽培ナシが栽培されており、このうちの約3分の1が「バートレット」、3分の1が「デアンジュール」、3分の1がその他の品種となっている。「デアンジュール」は初期において有機栽培ナシの生産を支配していたが、現在は「バートレット」が有機栽培ナシの生産量の最大のシェアを占めている。

ナシの割増価格は変化してきている。価格は下向きの傾向であり、市場は飽和状態になりつつあるという。

＜その他の果実＞

有機栽培のオウトウの生産面積は2008年から2009年にかけて大幅に増加したが、2010年には2,147 エーカー (860ha) に減少した。現在ワシントン州におけるオウトウの栽植の6%が有機栽培である。有機栽培オウトウのプレミアムは以前のように高くない。

栽植面積は比較的小さいが、アンズ、モモおよびネクタリンにおいて有機栽培の栽植が増加を続けている。

(www.goodfruit.com)

ワシントン州における品目別果樹の有機栽培面積 (ha)

品目	有機認証面積			伸び率 (%)
	2008年	2009年	2010年	
リンゴ	5,235.1	6,367.9	5,977.7	-6
ナシ	693.2	794.8	822.7	4
オウトウ	703.4	986.2	868.9	-12
アンズ	43.3	107.2	121.0	13
モモ/ネクタリン	126.7	501.0	506.3	1
スモモ/ブルーベリー	39.3	52.6	50.6	-4

出所: David Granatstein, WSU

リンゴの品種別有機栽培面積 (ha)

品種	2,005	2,006	2,007	2,008	2,009	2,010
ガラ	552	624	677	1,097	1,399	1,295
レッドデリシャス	339	370	412	590	660	591
ふじ	460	486	526	923	1,232	1,362
ゴールドエン	301	323	350	496	630	428
グラニースミス	301	392	407	513	688	595
ブレイバートン	204	234	242	387	438	358
クリップスピック	246	258	241	424	437	411
カメオ	81	85	89	176	176	185
ハニークリस्प	72	121	137	306	356	445
その他	165	199	163	323	350	314
合計	2,720	3,093	3,245	5,235	6,368	5,985

ナシの品種別有機栽培面積 (ha)

品種	2005	2006	2007	2008	2009	2010
デアンジュール	157	159	162	210	249	257
バートレット	146	163	194	239	265	280
ボスク	91	87	88	90	112	122
アジアナシ	17	19	17	17	18	17
レッドデアンジュール	23	23	24	27	34	38
コンコルド	11	13	18	24	17	13
レッドバートレット	18	15	16	21	36	28
その他	21	29	55	64	64	67
合計	484	506	574	693	795	823

トピックス

韓国・米国貿易協定締結後の韓国の果実及び果実加工品の輸入措置

米国農務省海外農業局 HP 要約 (2011年3月11日)

米国は、2007年にいったん合意したものの議会の反対で先延ばしとなっていた韓国との FTA 交渉を 2010年12月に最終合意し、議会の批准を残すところとなった。両国間の貿易交渉締結後の韓国の果実輸入措置は下記のとおり。

韓国・米国貿易協定締結後の果実および果実加工品の輸入措置

品目	締結後の措置	現行税率	
レモン	1年目は15%に、2年目の1月1日以降は無税	30%	
グレープフルーツ	毎年均等な引下げにより5年目に無税	30%	
オレンジ	シーズン中(9月1日~2月)は無税枠(2,500トン、毎年3%増枠)設定し、無税枠を超える分については現行のMFN(最恵国待遇)税率50%を適用 オフシーズン中(3月1日~8月31日)は即時30%に引下げ後、毎年均等な引下げにより6年目で無税	50%	
冷凍濃縮オレンジ果汁	即時無税	54%	
生食用ブドウ	シーズン中(5月1日~10月15日)は毎年均等な引下げにより17年目に無税 オフシーズン中(10月16日~4月30日)は即時24%に引下げ後、毎年均等な引下げにより4年目に無税	45%	
干しブドウ(レーズン)	即時無税	21%	
ブドウ果汁	即時無税	45%	
オウトウ	即時無税	24%	
リンゴ	ふじ種以外	セーフガード措置： 輸入枠9,000トンから5年後に12,000トンへと毎年均等増枠し、その後毎年3%ずつ増枠し、23年目に20,429トンとする。 この措置は、ふじ種以外の品種については11年目で終了し、ふじ種については23年目で終了する。 セーフガードを超える量はMFN税率(45%)の適用	45%
	ふじ種		
ナシ	西洋ナシ	毎年均等な引下げにより10年目で無税	45%
	日本ナシ	毎年均等な引下げにより20年目で無税	

(注) 韓国は現在、害虫の問題で米国産リンゴとナシの輸入を禁止している。

世界(中国を除く)の主要リンゴ品種のシェア

World Apple Report 誌 (2011年2月号)

2010年のランク	品 種	2005年 (実績)	2010年 (暫定値)	2015年 (予想)	2020年 (予想)
1	ゴールデンデリシャス	19.50	18.12	16.78	16.27
2	デリシャス	18.83	16.22	14.85	14.27
3	ガラ/ロイヤルガラ	10.65	13.43	13.67	14.12
4	ふじ	6.61	8.36	7.65	7.75
5	グラニースミス	5.69	5.75	5.24	5.16
6	アイダレッド	3.35	3.01	3.56	3.54
7	ジョナゴールド	3.26	2.85	3.60	3.48
8	ブレイバーン	2.51	2.57	2.44	2.43
9	クリップスピンク/ピンクレディー	1.23	2.11	2.18	2.28
10	ジョナサン(紅玉)	2.26	1.80	1.75	1.60
12	マッキントッシュ(旭)	1.62	1.32	1.42	1.32
16	玉林	0.62	0.68	0.63	0.63
18	つがる	0.50	0.54	0.53	0.50
27	ハニークリスプ	0.07	0.31	0.36	0.45
30	カメオ	0.16	0.24	0.23	0.25
31	パシフィックシリーズ	0.03	0.19	0.18	0.19
36	陸奥	0.17	0.13	0.11	0.10
37	北斗	0.10	0.10	0.10	0.09
38	千秋	0.10	0.08	0.08	0.08
39	ジャズ	0.01	0.08	0.17	0.21

(財) 中央果実基金

(財)中央果実生産出荷安定基金協会

住所
〒107-0052
東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2階

電話 (03)3586-1381
FAX (03)5570-1852

お知らせ

年間4回発行しておりました「海外果樹農業ニュース」に代わりまして、4月より「海外果樹農業ニュースレター」を年間6回(4、6、8、10、12、2月)発行することになりました。

果実輸出市場情報などできるだけ産地の皆様の業務に直結するような海外情報の収集に重点化し、これらをタイムリーに発信していくことを心がけます。

読者の皆様からの積極的なご要望も歓迎しますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



毎日くだもの200グラム運動

本誌の翻訳責任は、(財)中央果実生産出荷安定基金協会にあり、翻訳の正確さに関して Washington State Fruit Commission (Good Fruit Grower) および Belrose 社 (The World Apple Report) の各社は、一切の責任を負いません。

濃縮リンゴジュースの貿易をめぐる不確実性

World Apple Report 誌 (2011年2月号)

今後数ヵ月間における濃縮リンゴジュースの貿易の数量と方向については、例年になく不確実性に覆われている。ヨーロッパの供給量については、主にポーランドにおいて140年間で最悪の洪水に見舞われた影響で大きく減少している。中国の加工業者は、収穫以来、生鮮リンゴの供給量不足と高い需要のため原材料に対してより高い価格で入札せざるを得なかった。

このような背景にもかかわらず、今シーズンの最初の3ヵ月である2010年9月から11月における中国の濃縮リンゴジュースの輸出量は、昨年同期に比べて40%増となった。この増加分のうちどれくらいが持ち越し在庫分を取り崩して使っているかは明らかでない。同期における中国の濃縮リンゴジュースの平均輸出価格は、2009年のトン当たり844.60ドルから2010年には960.43ドルに上昇した。

〈その他のでき事〉

その他の2つの注目すべきでき事が濃縮リンゴジュースの市場に影響を与えた。一つは、2009年11月に米国商務省

が中国の濃縮リンゴジュースに対して10年間課していたアンチダンピング関税を撤廃したことである。中国の主要な輸出業者の多くはこのダンピング関税の対象外であったものの、関税撤廃は輸出業者の米国市場への再参入に影響を及ぼしたであろう。このことは現在の供給量が不足する状況においては大きな影響を持つようには見えないが、しかし、供給量が豊富になった年においては変動要因となりうる。

もう一つの主要なでき事は、開始が目前に迫ったミネアポリス穀物取引所(MGEX)における濃縮リンゴジュースの先物取引である。新しい先物取引は世界中の経営者を呼び込むことができるであろうが、過去10年間において農業につながるの一般投資家が商品に関する様々な取引手段に関与するようになってきており、濃縮リンゴジュースに関する先物商品市場は、これらの投資家に対して、もう一つの魅力的な選択肢を提供することになる。これらの投資家は多額の資本を操っているため、新しい濃縮リンゴジュースの先物市場の発展と業績に大きな影響を持ちうることになる。

韓国産リンゴ「ふじ」が米国へ初めて輸出

韓国農林水産食品部 HP (2011年4月5日)

韓国国立植物検疫院は、国産リンゴ「ふじ」が4月11~12日に米国へ初めて輸出される予定であることを公表した。

韓米両国は韓国産「ふじ」の輸出について、1994年8月に両国間で合意し、2010年3月、韓米植物検疫専門家会議でWork Planが用意されたことで輸出に道が開かれることになった。

今回輸出されるリンゴは、昨年秋に収穫され、米農務省の承認を受けた低温倉庫に保管されていた150トンのうち36トン(3コンテナ)で、4月6日から忠清北道園芸農協産地流通センター(忠州市所在)に設けられたくん蒸施設でメチルブロマイドによるくん蒸処理がされた後、韓米両国の検査係官が合同で検査し

た後、4月11~12日に出荷される予定である。

今回、米国へ初輸出される量はそれほど多くないものの、これまで台湾市場に偏っていた「ふじ」の輸出市場が米国にも拡大することで新たな輸出基盤ができたという点での意味は大きいと農林水産食品部はいう。

〈韓国産「ふじ」の対米輸出条件〉

- 輸出選果場および消毒処理施設の登録
- 輸出する果樹園の栽培地検査
- 低温処理(1.1℃, 40日間), メチルブロマイドによるくん蒸(2時間)
- 韓米検査係官による共同輸出検査

本誌についてのご質問、お気付きの点などがある場合、または他に転載する場合には、左記上にご一報くださるようお願いいたします。許可なくしての転載および複写(コピー)は著作権の侵害となることがありますのでご注意ください。